就業規則の改正はお済みですか？

高年齢者の就業機会確保に向けて

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高年齢者が、その能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されています。

65歳までの雇用確保に加え、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務が新設されました

（1）70歳までの定年の引き上げ

（2）70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入

（対象者を限定する基準を設けることも可能です。また、特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものも含みます。）

（3）定年制の廃止

（4）70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

（5）70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

a.事業主が自ら実施する社会貢献事業

b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

■ 基準を設けて対象者を限定する場合

対象者基準の内容は、原則として労使に委ねられるものですが、労使間で十分に協議した上で定められたものであっても、事業主が恣意的に一部の高年齢者を排除しようとするなど、高年齢者雇用安定法の趣旨や他の労働関係法令・公序良俗に反するものは認められません。

《不適切な例》

会社が必要と認めた者に限る

上司の推薦がある者に限る

✕ 基準がないことと等しく改正の趣旨に反する

組合活動に従事していない者に限る

✕ 不当労働行為に該当

男性（女性）に限る

✕ 男女差別に該当

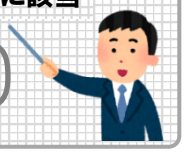

問合せ先　富山労働局職業対策課　TEL 076-432-2793